

平成 23 年 12 月 19 日

行政書士用職務上請求書の偽造事件について（会長談話）

日本行政書士会連合会  
会長 北山孝次

新聞等で報じられたとおり、去る平成 23 年 11 月 11 日に、偽造した職務上請求書を使用して、戸籍謄本や住民票の写し等を取得したとして、司法書士などが愛知県警に偽造有印私文書行使や戸籍法違反などの疑いで逮捕されました。更にそのうちの司法書士 1 名が東京都行政書士会の会員でもあり、行政書士の職務上請求書も偽造し、住民票の写しなどを不正取得し、12 月 13 日に追送検されました。

職務上請求は行政書士や司法書士等が「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」を用いて、戸籍法及び住民基本台帳法の規定により、職務上必要がある場合に限り行使できることとされており、限られた資格者にのみ認められた国民利便のための制度です。

当会では平成 16 年に発生した不正な職務上請求事件を機に、平成 17 年 7 月 20 日付けで「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」を施行し、行政書士用の職務上請求書を当会が一元的に作成し、全国の行政書士会（以下「単位会」という。）に頒布し、単位会における取り扱いも含めて、厳格な管理に努めてまいりました。例えば、職務上請求書 1 枚ごとに固有番号を付番し、1 行政書士の保有限度冊数を 2 冊（1 冊 50 枚）までとし、更に新たな交付の際には使用済み控えの点検を行い、不適切な使用のないことを確認するなどしてきました。また、新入会員に対しては必ず職務上請求に関する研修を実施し、一般会員に対する倫理研修でも職務上請求書の適正使用方を取り上げるなど、不正請求の再発防止に、全国レベルで取り組んでまいりました。

しかし、今般送検された事件は、職務上請求書の用紙自体を大量に偽造印刷して不正請求に供するという、前代未聞の極めて悪質な犯罪です。当然、当会では前述の管理手法に加えて、真正な職務上請求書には偽造品と峻別できる技術を講じております。ただ、このような犯罪を防ぎきれなかったことは慙愧に堪えません。これにより全国の単位会、会員とともに積み上げてきた信頼を大きく毀損したことは、誠実に職務に精励している 42,000 名の会員だけでなく国民の皆様に対する背信行為と強く憤る次第です。

ある意味特異な事件ではありますが、再発防止に向けて、職務上請求用紙の管理並びに会員に対する職業倫理の徹底に尚一層努めてまいりますので、国民の皆様におかれましては、行政書士制度に対するご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。